

松戸市生涯学習 基本計画

平成15年10月15日
松戸市教育委員会

はじめに

平成15年度も半ばを過ぎ、松戸市は「いきいきした市民の舞台、こちよい地域の舞台、風格ある都市の舞台のあるまち・松戸」を将来都市像とした総合計画の中で、前期基本計画に基づく第二次実施計画の推進を図っているところでございます。

現代社会の複雑、多岐にわたる変化に伴い、本市を取り巻く状況は依然と厳しいものがございます。しかし、このことを地方分権時代の大きな好機と捉え、自治体としての自立に向けて確実な一步を踏み出したいと考えております。

このような中、教育におきましても、個々の状況が入り組んでいるなど、多くの課題を解決していかなければなりません。松戸市の教育も大きなターニングポイントにさしかかっていることを認識し、松戸市教育改革の実現に向けて取り組み始めたわけでございます。

この「松戸市生涯学習基本計画」は本市の教育の根幹ともなるべき、「自立した市民社会の構築」を目指し、松戸市教育改革市民懇話会の答申を受け、策定したところでございます。また本基本計画の実施計画である「松戸市教育改革アクションプラン」、さらには「松戸市小中学校教育資源有効活用実施計画」が三部作として同時に策定となりました。

それぞれの計画の施策が、これからの本市の教育づくり、また人づくり、そしてまちづくりに係わる重要なものでございます。

計画策定にあたりまして、市民懇話会を始め、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの方々に御礼を申し上げますとともに、本基本計画の推進に際し、今後の市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成15年10月

松戸市長 川井敏久

目 次

第1章 基本計画策定にあたって

| | | |
|---------------------------|-------|----|
| 1. これまでの取り組み | ----- | 1 |
| (1) 本市総合計画の概要 | ----- | 1 |
| (2) 松戸市生涯学習基本構想第一次素案 | ----- | 2 |
| (3) 生涯学習基本計画策定のための調査研究報告書 | ----- | 2 |
| (4) 生涯学習基本計画第一次素案 | ----- | 6 |
| 2. 策定の背景 | ----- | 7 |
| (1) 現代社会の状況 | ----- | 7 |
| (2) これまでの国の動き | ----- | 8 |
| 3. 新たな取り組み - 松戸市教育改革 | ----- | 10 |

第2章 基本計画

| | | |
|------------|-------|----|
| 1. 基本構造 | ----- | 11 |
| (1) 名称 | | |
| (2) 目的 | | |
| (3) 目標 | | |
| (4) 基本的手段 | | |
| (5) 期間 | | |
| 2. 基本的な考え方 | ----- | 12 |
| (1) 理念 | ----- | 12 |
| (2) 方針 | ----- | 13 |
| (3) 全体構造 | ----- | 14 |

| | | |
|---------------------|-------|-----|
| (4) 目指す生涯学習 | ----- | 1 6 |
| (5) 目指す学校教育 | ----- | 1 8 |
| 3 . 主な施策と期待される変容 | ----- | 1 9 |
| (1) 市教育委員会は | ----- | 1 9 |
| (2) 社会教育は | ----- | 2 0 |
| (3) 学校教育は | ----- | 2 1 |
| (4) 家庭・地域の教育は | ----- | 2 2 |
| 第3章 実施計画 | | |
| 1 . 各施策一覧 | ----- | 2 3 |
| (1) 基盤の整備 | ----- | 2 3 |
| (2) 総合的な施策 | ----- | 2 5 |
| 2 . 年次計画 | ----- | 2 8 |
| 第4章 市民懇話会「最終報告」との関連 | | |
| 1 . 視点と施策の関連 | ----- | 3 0 |
| 2 . 視点と提言 | ----- | 3 1 |
| 第5章 さらなる展開に向けて | | |
| 1 . 教育の構造改革 | ----- | 3 6 |
| 2 . 今後の課題 | ----- | 3 7 |
| 資料 | | |
| 1 . 用語解説 | | |
| 2 . 統計資料 | | |

第1章 基本計画策定にあたって

1. これまでの取り組み

ここに示す“生涯学習”は、提起されてからの歴史は世界的に見ても新しく、我が国では、昭和56年の中央教育審議会において、初めて「人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切且つ豊かな学習の機会を求めており、これらの学習は、各人がその自発的意志に基づき、必要に応じて、自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを“生涯学習”と呼ぶのがふさわしい。」と述べられています。

このことより、その概念は「人生のあらゆる時期・あらゆる生活の場において、人々が自己を高め、自己を実現していこうとする、すべての意図的活動である。」(田代直人「生涯学習振興基本計画の基本」)と規定できますが、この後の昭和62年2月の臨時教育審議会答申で「21世紀をめざす教育において今後の我が国の教育改革の柱」の一つに「生涯学習体系への移行」が位置づけられ、この言葉が一般化されたと考えます。

(1) 本市総合計画の概要

少子高齢化社会などの今日的課題に的確に対応し、より豊かな市民生活を実現するために、松戸市総合計画が平成10年4月に策定されました。市民ニーズの変化への対応と都市の活力の維持と魅力づくりを基調とした「基本構想」、それを達成するための「基本計画」がまとめられています。

《基本理念》

- 「人権が尊重されすべての人が安心して暮らせるまち」
- 「快適な環境の中で人と人が支え合う地域社会のあるまち」
- 「地球にやさしい市民の交流を支える活力と魅力あるまち」

《松戸市の将来像》

- 「いきいきした市民の舞台」
- 「こちよい地域の舞台」
- 「風格ある都市の舞台」

《まちづくりの基本方針》

住んでよいまち・訪ねてよいまち

《前期基本計画「施策展開の方向」》

- 連携型地域社会の形成
- 豊かな人生を支える福祉社会の実現
- 次代を育む文化・教育環境の創造
- 安全で快適な生活環境の実現
- 魅力ある都市空間の形成と産業の振興
- 都市経営の視点に立った行財政運営

(2) 松戸市生涯学習基本構想第一次素案

市教育委員会は、平成10年11月17日、松戸市生涯学習基本構想第一次素案を公表し、そこで「来るべき生涯学習社会像」を示しています。

来るべき生涯学習社会像

- (能動的な部分) 来るべき生涯学習社会では、市民は、知らないことやわからないことを必要に応じて学ぼうとし、学ぶ方法を身に付けている。
- (相互作用の部分) また、市民が学ぶために必要な情報があり、学ぶための場所があり学びあう仲間がいて、学んだことを活かせる社会である。
- (受動的な部分) 一方では、市民の教わりたいことに関する情報があり、市民に教えてくれる人がいて、教えてくれる場所がある社会である。
- (社会的な支援の部分) さらに、市民が学ぶための条件についても、支援するシステムのある社会である。

(3) 生涯学習基本計画策定のための調査研究報告書

松戸市の生涯学習推進の課題、基本的方向及び方策を探るために、財団法人「地方自治研究機構」と共同で調査研究を行い、平成12年3月に研究のまとめとして公表した「生涯学習基本計画策定のための調査研究報告書(少子高齢化社会における多様な生涯学習ニーズに関する調査研究)」では、「本市の目指す生涯学習社会の基本的な考え方と基本方策」を次のように示しています。

生涯学習社会実現のための課題

ア、地域特性への対応

これまで、右肩上がり続けてきた本市の人口は落ち着きを見せ、本市は都市としての成熟期を迎えています。市民の就業地はこれまでの東京集中型から周辺拡散型へと広域的な広がりを見せており、今後、学習支援を行うにあたっては、周辺各地との連携を視野に入れた取り組みが必要となっています。

新たな学習支援策の立案にあたっては、施策の目的を明確にして、市民にその必要性を十分に説明していく一方で、既存施設の有効活用や首都圏の学習資源を生かしていくことが必要です。

イ、情報収集・発信不足

平成8年4月の生涯学習審議会(地域における生涯学習機会の充実方策について)の情報化による事業の革新、情報提供のマルチメディア化の実現についてなどの提言を踏まえて、本市においても、すでに広報「まつど」や本市ホームページなどによる行政情報の提供が行われています。

しかし、生涯学習社会を実現するための情報の果たす役割がさらに大きくなり、例えば、学習者が欲しい情報を身近に収集できるような情報提供体制などの整備や行政情報の内容の充実、その収集・蓄積等が求められています。

ウ、市民ニーズに対応した生涯学習条件整備

学習時間の面においては、平日の昼夜間や週末の市民ニーズに対応した学習機会の提供が行われていますが、複数の学習提供主体において学習時間が重複しており、学習内容の設定などの配慮が必要となっています。

また、学習施設では、市民の学習方法は、新聞・雑誌などのマスメディアからサークルによる学習など様々であり、多様な学習方法に対応する施設提供が必要となっていると共に、利用者が固定化され、公平性という観点からの在り方が問われています。

地域社会活動に関する学習機会の提供、学習支援に対する費用負担の考え方の整理・検討、学習者とその学習成果を生かす機会の創出なども課題となっています。

エ、教育機能の連携・融合

教育行政では多くの課題を抱え、その解決方法を見いだせないでいる現状があり、その中で、学校教育に対して基礎的な知識や技能ばかりでなく急激な社会変化に対応するための力を身に付けることへの市民の期待が高まっている状況が見られます。

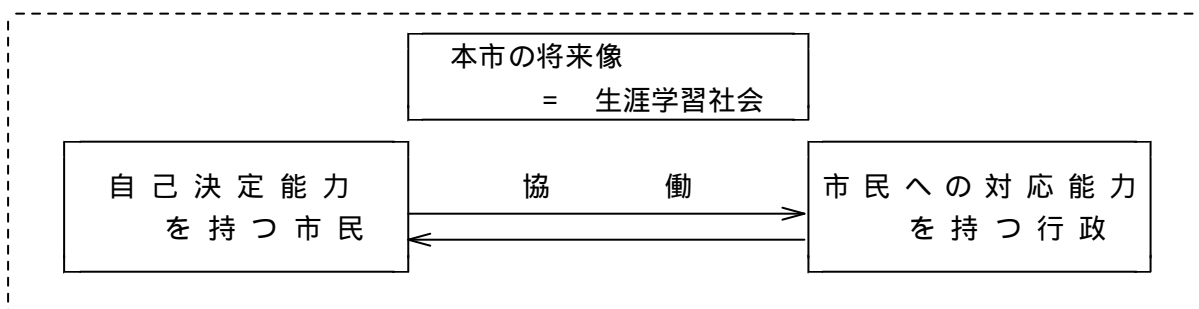
このような状況に陥った原因としては、生涯学習体系に基づく市民の学習力育成や家庭教育、学校教育、社会教育の連携・融合が十分に行われていないことが考えられます。

本市がこの現状を打破するために、家庭教育、学校教育、社会教育の持つ教育力を最大限に高め、その連携・融合のための支援を効果的に行うこと、そのための人材育成が求められています。

生涯学習社会の将来像

本市が、学習支援を行う目的は、自己責任で自己決定する市民とそのような市民の求めに対して対応する能力を持つ行政からなる協働社会の実現を目指すことにあります。

(図 1) 松戸市における生涯学習社会の将来像



生涯学習社会実現のための基本的な考え方

次の4つの視点を基本的な考え方としたうえで、少子高齢化社会など本市の将来像を見据えた学習支援が必要です。

地域社会が一体となった取り組みを行う視点

学習成果を重視する視点

学習者のタイプ分けによって必要な支援に即応する視点

役割分担を明確化する視点

生涯学習社会実現のための基本方策

ア、役割分担の明確化

本市では、行政、民間企業、市民団体など多様な学習提供主体による学習機会の提供が行われているが、全体的に見ると効率的な学習提供が行われているとは言い難い面が見られます。

そこで、学習内容・時間、学習費用の負担、学習情報、学習成果の活用などにおいて、行政がこれまで行ってきた学習支援を見直し、行政が本来行うべき役割を明確にすることが求められます。

行政施策達成のための啓発学習など公共性の高い内容を除いた学習を提供する場合には、特に以下の支援について、行政以外の学習提供主体を積極的に活用した学習支援分野を創出していくことが必要です。

- ・時間の融通性のある学習施設の提供
- ・他の学習提供主体との調整による重複しない学習内容の拡大
- ・情報提供による学習機会の拡大
- ・学習成果の地域還元の仕事づくり

イ、多様な学習支援

学習内容・時間

行政は、行政以外の学習提供主体と学習時間が重複する中で、趣味・教養に関する学習や行政施策達成のための啓発学習など様々な学習内容を提供しています。しかしながら、学習時間や学習施設の重複を解決し、市が効率的・効果的な施策を目指すためには、

- ・市民の主体的な活動を促進するための方法を取得する学習
- ・施策達成のための学習

を主に提供するなど、その学習目的を明らかにしながら、取り組むことが必要です。

学習費用の負担

行政の提供する学習費用については学習者の負担を基本とするが、提供する学習内容のうち、今後の本市の施策達成にとって必要とされるものなど公共性や公平性が担保される学習については、学習者自身の負担は必要ないものと考えます。

行政の提供する学習機会に関する費用負担や施設利用については、これまでの無料提供型事業の見直しや施設料減免の合理性を含めて、学習費用の負担について検証を行う必要があります。

ウ、人材育成・活用

家庭教育、学校教育、社会教育の持つ教育力を高め、それらの教育力が連携・融合された支援を行うための施策としては、行政関係者などの人材育成と地域住民などの外部人材の活用を行うことが考えられます。

人材育成

- ・役割分担の必要性と在り方を認識した人材育成

本市の総合的・先導的プランの一つとして「生涯にわたる学習活動推進プラン」があげられており、学習支援を行うことが本市の目指す市民と行政による協働社会の実現につながることを踏まえれば、学校も含めた総合行政として学習支援に取り組むといった職員の姿勢を身に付けていく必要があります。その手段として「職員意識の啓発」「施策を反映するための仕事づくり」「評価体制の構築」が考えられます。

- ・連携・融合を実践するための人材育成

人材育成のための施策としては、人材交流の実施が考えられます。具体的には、行政関係者と学校関係者の相互交流や民間企業への職員派遣などですが、学校教育と社会教育の持つ教育力の融合を目指し、学校と社会教育部門との交流も考えられます。

また、一般行政と教職員の人材活用が実現すれば、学校にとっては、一般行政を一つの学習資源として活用することが可能となります。さらに行政職員が学校現場の実情を知るとは、相互の情報交流不足を改善するための方策にもつながります。このような人材の活用が、一般行政、学校教育、社会教育の相互の関心を高めると共にそれらを実践する人材の育成につながるものと考えます。

人材活用

人材の活用については、地域での協力者と一体になった支援組織づくりを行う必要があります。

学習者に対して本市における学習支援を認知させ、新たな支援内容を探っていく意味合いからも学習支援主体に対してサポート活動を行う人材の育成が必要となります。そのような地域での協力者を育成するための下支えとなる支援組織づくりも必要です。

そのことが本市において失われつつある地域コミュニティの再生にもつながるものと考えます。

エ、情報提供

情報収集・蓄積

今後、情報を提供していくうえで例えば、次のような内容について情報収集や蓄積を行っていく必要があります。

- ・行政が提供するリアルタイムでの学習情報
- ・行政の提供する学習者の属性や学習に対する満足度などについての情報
- ・行政に登録されている市民団体や社会教育団体の構成メンバーの属性や実人数に関する情報
- ・公共施設利用者の属性に関する情報
- ・市内の個人・企業などの民間教育事業者が提供する学習情報
- ・本市周辺市町が提供する学習情報
- ・地域人材に関する一括的な情報

これらの情報は、目指すべき生涯学習の方向を確認・修正していくうえで欠かせないものであり、これらの情報を継続して収集・現状分析することは、本市の目指す生涯学習社会の実現に向けて重要なものとなります。

情報発信

実際に発信する情報の内容は、学習情報や施設情報、地域人材など多岐にわたることから、今後、詳細な情報に関するニーズ調査を実施し、提供内容の優先度を確認する必要があります。その際に地域人材の連絡先の掲載など個人情報の保護との関係が問題となりますが、本市の目的が市民の主体的な活動であることを踏まえれば、積極的な情報提供が望まれます。

情報を掲載する主体については、市民の日常生活や活動内容・地域性を考慮に入れ、官民の区別や行政区域にとらわれないことが必要です。

なお、本市では、今後、少子高齢化社会の急速な進展が予想されており、高齢者に配慮した情報提供体制、具体的には、操作性の簡単な情報提供システムの導入や情報誌（紙）などの活字による情報媒体の充実を図る必要があります。

学習情報が公平に提供されるものであることを考えれば、基本的には行政が中心になった提供が行われる必要があります。また、学習情報は、学習者自身の自己決定によって収集するものであることから、その情報内容に対する評価などについての最終的な責任は学習者自身にあることを明確にすることが望まれています。

オ、地域社会活動支援

学習成果を地域に還元することが、さらなる学習者の生活の向上などにつながるといった意識を地域に根付かせることが重要です。また、学習者の保有する知識や技術は、本市にとっても貴重な資源となり、それらを地域に還元する仕組みづくりが地域社会活動の支援となります。

その仕組みづくりには、多様な市民活動の形態への対応及び時間の融通性のある施設提供と地域社会で活動する団体などの情報を身近に収集できる体制の構築が必要です。

施設については、特に、行政の持つ公共施設が数や施設内容が豊富であることから積極的な提供が行われることを期待します。

(4) 生涯学習基本計画第一次素案

平成13年5月に生涯学習基本計画第一次素案が作成されました。

< 政策の視点 >

- 1 参画 と 成熟 と
- 2 保護と規制 から 自由と責任 へ
- 3 受ける側 から する側 へ

< 今後の方向と具体的な提言 >

- 1 少子化に対応した教育環境の整備
- 2 新しい教育システムの構築
 - 高い説明能力を持った教育システム
 - 多様な社会に対応した教育システム
 - 自己責任を明確にした教育システム
- 3 生涯学習を支える視点と財の見直し
 - 民間教育力の活用
 - 教育行政以外の行政の活用
 - 学校教育の総合行政化
 - 新たな資源の確保

2 . 策定の背景

(1) 現代社会の状況

現在の日本は、かつてのような高度成長は、望むべくもないような状況に陥り、バブル崩壊後の停滞あるいは後退、いわゆる右肩上がり経済の終焉が、大きな社会的変化をもたらしています。経済のグローバル化や高度の情報化という世界的潮流の中で、護送船団方式という表現に代表されるような政治経済体制が対応に遅れを招いたことは多く指摘されているところです。

このような中で、民間活力を大きく取り入れた構造改革の一環として「規制緩和」の必要性が強く訴えられ、「健全で創造的な競争社会」の構築とセーフティネットの整備、活力と国際競争力のある産業の育成と再生に向けた取り組みが進められています。

諸法律等の改定をはじめとする一連の動きは、自己決定・自己責任という「個々の在り方、生き方」についての課題を投げかけています。その進展はさらなる動き - 「規制改革」という流れ - を、つくりつつあり、特区制度の導入により諸制度の根幹的な部分にまでの改革が進められてきています。

中でも、20世紀末から危惧されてきた諸課題を抱える教育については、不可視の未来への大きな希望の光として捉え直し、重要な国家戦略の一つとして、第三の教育改革と呼ばれるほどの取り組みが進められています。

「教育」は社会の存立基盤としてあると同時に、時代の様々な潮流として現れる現象の影響を大きく受けます。高度情報化やグローバル化の進展、科学技術の急速な進歩などが知識偏重社会への移行を進め、産業・就業構造を変化させています。それらは価値観の多様化や揺らぎを招き、自信の喪失や閉塞感の広がり、倫理観の喪失、さらに、到来した少子高齢化社会は社会の活力低下などの現象を招いています。家庭や地域の教育力の低下は社会的に大きな課題として捉えられるようになりました。

これらの課題を解決し、新たな前進を得るために、学習者一人ひとりが主体となって、自分で決定し、その結果に対して自分で責任を負う学習社会を築き上げる努力が求められています。すなわち、教育委員会、学校、地域コミュニティ、さらには、関係職員、学校長、教員、保護者等がそれぞれ自己決定と自己責任をキーワードに、それぞれの連携を保つ中での発展への努力が要求されています。

(2) これまでの国の動き

昭和62年8月に発表された臨時教育審議会答申は、明治初期のいわゆる第一の教育改革、第二次世界大戦後の第二の教育改革を通じての日本の教育が国民の教育水準を高め、経済社会の発展の原動力となったことを評価するとともに、一方では教育に関して多くの課題が存在することも認め、その後の教育に対して警鐘を鳴らしました。

- 教育改革の視点
- (1) 個性の尊重
 - (2) 生涯学習体系への移行
 - (3) 変化への対応

以降、平成元年の学習指導要領による「新しい学力観」の提言、中央教育審議会からは平成8年の答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」による「生きる力」の提言、平成10年の答申による「新しい時代を拓く心を育てるために」「今後の地方教育行政の在り方について」など、幾度も改革の動きを打ち出しました。

そして、政治経済全体に係る構造改革の流れの中で、平成12年12月22日に「教育改革国民会議」が「教育改革国民会議報告 - 教育を変える17の提案」において、「画一性の打破と才能の育成、学校教育や教育行政の在り方についても、基本に立ち返って検討する」「改革の具体的な動きをつくる」という基本的な考えのもとに、次の3つを改革を進めるうえでの重要な視点とし、17の提案をしました。

改革の視点

- (1) 人間性豊かな日本人を育成する教育を実現する。
- (2) 一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富んだリーダーを育てる教育制度を実現する。
- (3) 新しい時代にふさわしい学校づくりとそのための支援体制を実現する。

さらに、これらを踏まえ、翌平成13年1月に「21世紀教育新生プラン(レインボープラン)」を明らかにしました。

<レインボープラン7つの戦略>

- わかる授業で基礎学力の向上を図ります。
- 多様な奉仕・体験活動で心豊かな日本人を育みます。
- 楽しく安心できる学習環境を整備します。
- 父母や地域に信頼される学校づくりを行います。
- 教える「プロ」としての教師を育成します。
- 世界水準の大学づくりを推進します。
- 新世紀にふさわしい教育理念を確立し、教育基盤を整備します。

さらには、平成14年8月に「人間力戦略ビジョン」において、今後の教育行政の指針として「画一から自立と創造へ」をキーワードに、「新しい時代を切り拓くたくましい日本人の育成」を目標とし、四つの目標と六つの柱が示されました。

また、平成15年3月には、中央教育審議会より「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」が報告され、「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」をこれからの教育の目標とし、教育振興基本計画の基本的考え方が示されました。

学校では、いじめ・不登校・中途退学・学級崩壊が危惧されています。さらには、若年齢化している凶悪犯罪の問題や青少年の「公」の軽視や引きこもりなど教育の深刻な危機が叫ばれています。

前述の教育改革国民会議では、多くの提言の背景として「日本人や日本社会は、これまで、その時代の中で教育の営みを大切にし、その充実に力を注いできた。明治政府発足時、第二次世界大戦の終戦時など、幾度かの大きな教育改革が行われてきた。そして、日本の教育は、経済発展の原動力となるなど、時代の要請に応えるそれなりの成果を上げてきた。しかし、今や21世紀の入り口に立つ私たちの現実を見るなら、日本の教育の荒廃は見過ごせないものがある。いじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊、凶悪な青少年犯罪の続発など教育をめぐる現状は深刻であり、このままでは社会が立ち行かなくなる危機に瀕している。」と語られています。

「子どもたちが、今よりももっと『変化の激しい、先行き不透明な、厳しい時代』に社会の主役として活躍し能力を発揮するために、今が、日本の教育の在り方を根本的に見直す時である」と明言しています。

これらの教育改革プログラムの趣旨、特に社会的要請の変化は松戸市も全国の傾向と共通であるという認識に立っています。そのため、国の教育改革を踏まえ、その実現のためのプログラムの作成と松戸市の実情に即した具体的な施策との両面相持つ松戸市教育改革の実現に向けて、市民総力を挙げて取り組まなくてはなりません。

3 . 新たな取り組み - 松戸市教育改革

これまでの我が国地方行政の確固たるシステムは、国の奇跡とも言われる高度成長とそれに続く安定成長等を支えてきました。平成10年度からの本市の総合計画、その中での前期基本計画、第一次実施計画も長期的な視野と展望に立って本市の発展を支えるものでありました。

しかし、旧来のシステムの崩壊と多くの急激な変化が起こり、先行き不透明で何を信じるべきかさえ悩まざるを得ない状況が出現し、様々な取り組みの路線変更が余儀なくされています。例えば、小刻みな変化と価値の揺らぎに対しては、サンセット方式などの柔軟性を持った計画や単年度方式など短期的な計画が必要であり、また、多くのニーズへの対応としては、総合性を持ち、多くの施策とリンクを張ることができる計画が必要です。

教育についても、都市化・少子化の進展を背景とした家庭・地域社会の教育力の低下、子どもの社会性の低下あるいは科学技術の急速な進展、経済のグローバル化、情報化など社会経済の変化に教育が対応していないという指摘のもとに、子どもの個性・能力に応じた教育についてなど改善の努力が払われてきました。

松戸市においても多くの取り組みが成されてきましたが、もはや一つの課題毎に一つの対応策を講じるのではなく、一つの課題に対応することによって他の課題解決に効果が及び相乗的、波及的に作用させるような、市独自の教育行政の在り方を模索する分権型の改革を行い、“迅速且つ果断な”教育行政の推進が求められる時期であると判断しました。

そこで、平成13年6月4日、教育長の諮問機関として、「本市における教育ビジョンを市民との協働のもとに確立し、国の教育改革を勘案しつつ本市の実情に合致し、及び地方分権時代に適合する松戸版教育改革プランを作成するため」に「松戸市教育改革市民懇話会」を設置しました。以後、中間報告が行われるとともに、諸機関・団体等の関係者からのヒアリングを含め、14回の全体会、5回の小委員会の審議を経て、平成15年2月に「最終報告」が提出されました。

市民懇話会は、“今、求められるのは何よりも実行である”と認識し、「変化に対応することに留まることなく、自ら変化を創り出す」視点に立って、「時代と次代に相応しい改善と改革を実施するとともに、誰がいつ、何を成すべきか具体的な実行計画を提示し、できることは直ちに実行していくこと」を改革の基本コンセプトとしています。

そして、「最終報告」では、4つの視点、つまり「児童生徒に基礎基本を定着させる学校教育を行う」「学校を核とした地域コミュニティづくりを推進する」「多様な支援を可能にする教育システムを構築する」「評価システムを構築し、教育情報を公開する」などについて、具体的に取り組み、生涯学習社会づくりを推進することが必要であるとし、確かな財源等による基盤を強固なものとして教育改革を進めることを提言しています。

従来からの教育行政からの勇気を持った転換を図るためには、評価と責任に裏付けされたシステムを作成しなければならず、そのための情報公開に努力して、新しい発想の実現可能性を確実に高めていく手法を持って教育改革を進めていくことが肝要です。

これらの提言や考え方を踏まえ、松戸市としての新たな取り組みを作成していく必要があります。既に、平成15年3月、生涯学習基本計画のスポーツ部門として「松戸市スポーツ振興マスタープラン」を策定し、スポーツ振興の基本目標や振興施策、施設整備の方向性等を示していますが、本生涯学習基本計画及び教育改革アクションプランにおいて、松戸市としての教育改革の在り方と内容を明確に示すことができると考えています。